

四 半 期 報 告 書

(第112期第1四半期)

自 2022年3月1日
至 2022年5月31日

株式会社セイヒヨー

新潟市北区島見町2434番地10

(E00447)

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	5
第3 【提出会社の状況】	6
1 【株式等の状況】	6
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期財務諸表】	9
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月14日

【四半期会計期間】 第112期第1四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

【会社名】 株式会社セイヒョー

【英訳名】 SEIHYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯塚 周一

【本店の所在の場所】 新潟市北区島見町2434番地10
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 新潟市北区木崎下山1785番地(管理部)

【電話番号】 025-386-9988(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長兼管理部長 宮島 亜佐夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第111期 第1四半期 累計期間	第112期 第1四半期 累計期間	第111期
会計期間	自 2021年3月1日 至 2021年5月31日	自 2022年3月1日 至 2022年5月31日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
売上高 (千円)	1,077,853	900,239	3,957,810
経常利益又は経常損失(△) (千円)	12,519	△36,751	69,740
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (千円)	9,427	△37,036	63,475
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	216,040	377,658	216,040
発行済株式総数 (株)	432,081	531,081	432,081
純資産額 (千円)	1,040,479	1,358,656	1,098,470
総資産額 (千円)	2,592,300	2,977,472	2,091,420
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失(△) (円)	23.05	△80.83	155.27
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	50.00
自己資本比率 (%)	40.1	45.6	52.5

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 2022年4月25日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が99,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ161,617千円増加しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しております。なお、当第1四半期累計期間の各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっていることから、前第1四半期累計期間と比較した売上高の増減額及び対前年同四半期増減率は記載していません。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス対策として一部地域で発出されたまん延防止等重点措置の解除により、行動制限が緩和され、経済活動に回復の兆しが見られました。しかしながら、急激な円安による為替相場の変動や、ウクライナ情勢の長期化、中国のロックダウンといった不安定な国際情勢により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内食品業界においては、新しい生活様式の定着により内食需要は依然として高く推移しており、この状況はしばらく続くと見込まれております。外食需要についても、まん延防止等重点措置の解除後、緩やかな回復傾向で推移しております。

このような状況の中、当社は、コロナ禍の厳しい環境の変化に対応するため、中期経営計画「Creative2024」において、「顧客満足度の向上」、「安定的な利益確保」、「ブランド力の向上による企業価値向上」という当社が目指すべき将来像を掲げ、全社一丸となって中期経営計画の達成に取り組んでまいりました。

当第1四半期累計期間の売上高は、主力のアイスクリーム部門において、自社ブランド品の新規取引先の開拓や既存取引先への拡販等が堅調に推移したものの、OEM受注が前年に比べ減少したことや収益認識に関する会計基準を適用したことにより、900百万円となりました。

損益面については、アイスクリーム類を製造する新潟工場において製造設備の入れ替えに伴い稼働日数が減少したほか、原材料価格の高騰やエネルギーコストの上昇が利益を圧迫し、営業損失は30百万円（前年同期は営業利益9百万円）、経常損失は36百万円（前年同期は経常利益12百万円）、四半期純損失は37百万円（前年同期は四半期純利益9百万円）となりました。

なお、当社は夏季に集中して需要が発生するため、特に第2四半期会計期間の売上高は、他の四半期会計期間の売上高と比べ著しく高くなる傾向にあります。

② 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は前事業年度末に比べ886百万円増加し、2,977百万円となりました。これは主に現金及び預金の増加額337百万円、売掛金の増加額425百万円等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は前事業年度末に比べ625百万円増加し、1,618百万円となりました。これは主に買掛金の増加額151百万円、短期借入金の増加額370百万円等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は前事業年度末に比べ260百万円増加し、1,358百万円となりました。これは主に資本金の増加額161百万円、資本剰余金の増加額161百万円、利益剰余金の減少額60百万円等によるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、4,077千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(資本提携契約及び第三者割当による新株式発行)

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、株式会社Wealth Brothers（以下「Wealth Brothers」といいます。）との間で資本提携（以下「本資本提携」といいます。）を行うことに関する資本提携契約（以下「本資本提携契約」といいます。）を、同日、契約締結し、同社を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしました。その後、2022年4月25日付でWealth Brothersからの払込みが完了し、発行済株式総数及び資本金が増加しております。また、これにより当社の主要株主である筆頭株主の異動が発生しております。

1. 本資本提携の目的及び理由

当社は、2021年9月22日付「新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する一次判定結果とスタンダード市場上場維持基準の充足へ向けた取り組み」及び2021年11月24日付「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」にてお知らせいたしましたとおり、当社の移行基準日時点（2021年6月30日）において、スタンダード市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額に係る基準は10億円であるところ、当社の流通株式時価総額は8.1億円であり、当該基準を充たしておりません。当社は、2018年2月期、2020年2月期に営業損失を計上しておりましたが、2022年2月期においては、製品開発力の強化や自社製品の販売強化に取り組んだ結果、中期経営計画における売上高目標を達成し、売上高は3,957百万円、営業利益は56百万円となりました。

しかしながら、業績の推移が安定しているとは言えず、この不安定な業績の推移が当社の株価の低迷を招いている要因であると認識しております。また、当社株式は出来高の状況も少なく推移しており、2021年10月から2022年3月までの6ヵ月平均で月間40単元前後の出来高であり、投資家が積極的に売買できる環境を整えるべく、流通株式比率の向上も課題であると考えております。

当社は、2021年4月9日に公表した、中期経営計画「Creative2024」の重点施策のうち「自社製品の販売強化」を推進するため拡販体制を敷いておりますが、営業部門における拡販活動が好調に推移していることなどにより、当社のアイスクリーム類製造の専担工場である新潟工場において生産稼働が高く推移している状況が続いております。よって同計画の確実な達成を行う上で、できる限り早期の生産能力の増強のための生産ラインの増設を行い、自社製品の販売強化を行っていくことが重点施策の取組として最善と考えております。そのような中で当社の事業の課題及び今後の事業戦略並びに財務内容の現状をご理解いただける投資家が必要であると考えるに至りました。本第三者割当増資は一時的に既存株主の持分の希薄化を招くデメリット及び流通株式比率が一時的に低下することにより、2021年11月24日付「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」記載の流通株式比率の向上に取り組む旨の基本方針との齟齬はあるものの、Wealth Brothersは将来的なエグジットを想定しており、当該時期が到来した際には、市場での売却による流通株式比率の向上が予想されます。また、株主割当増資や新株予約権を利用したファイナンス等と比べて、当社に必要な資金を確実かつ早期に調達でき、かつ、投資家に現実に株式を保有いただくことで投資家の目線を既存株主の利益と共通化することができるというメリットがあるため、本第三者割当増資が時価発行であることや本第三者割当増資により将来的な流通株式比率の向上も見込めることが踏まえると、本第三者割当増資は既存株主の利益の向上に最終的に繋がると判断し、本第三者割当増資を実施することを決断いたしました。

2. 本資本提携契約の内容

当社が、Wealth Brothersに対し、第三者割当により新株を発行し、同社がその総数を引き受けました。

①発行する株式の種類及び株数	普通株式 99,000株
②払込金額	1株につき3,265円
③払込金額の総額	323,235,000円
④増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 161,617,500円 増加する資本準備金の額 161,617,500円
⑤払込期日	2022年4月25日

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000
計	1,500,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,081	531,081	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	531,081	531,081	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月25日（注）	99,000	531,081	161,617	377,658	161,617	184,303

(注) 有償第三者割当

発行価格 3,265円

資本組入額 1,632.5円

割当先 株式会社Wealth Brothers

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 495,700	4,957	—
単元未満株式	普通株式 11,981	—	—
発行済株式総数	531,081	—	—
総株主の議決権	—	4,957	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が40株含まれております。

② 【自己株式等】

2022年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社セイヒョー	新潟市北区島見町2434番地10	23,400	—	23,400	4.40
計	—	23,400	—	23,400	4.40

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年3月1日から2022年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、高志監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	213,760	550,977
売掛金	205,605	630,997
商品及び製品	394,799	460,984
仕掛品	853	—
原材料及び貯蔵品	92,341	88,698
その他	16,640	38,822
貸倒引当金	△2,022	△6,332
流動資産合計	921,978	1,764,147
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	370,424	371,013
機械及び装置（純額）	164,564	244,617
土地	224,792	224,792
リース資産（純額）	193,072	190,018
建設仮勘定	30,184	—
その他（純額）	75,808	76,281
有形固定資産合計	1,058,847	1,106,723
無形固定資産		
リース資産	4,555	4,042
その他	8,101	9,112
無形固定資産合計	12,657	13,155
投資その他の資産		
投資有価証券	56,413	52,470
その他	48,237	47,679
貸倒引当金	△6,712	△6,702
投資その他の資産合計	97,937	93,446
固定資産合計	1,169,442	1,213,324
資産合計	2,091,420	2,977,472

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2022年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	195,902	347,003
短期借入金	340,000	710,000
リース債務	22,784	23,653
未払金	41,646	111,339
未払費用	38,961	50,982
未払法人税等	9,893	1,585
賞与引当金	30,545	47,225
その他	7,793	21,367
流動負債合計	687,526	1,313,157
固定負債		
リース債務	161,215	159,602
繰延税金負債	2,322	1,121
退職給付引当金	106,601	110,006
役員退職慰労引当金	405	405
資産除去債務	15,361	15,362
その他	19,517	19,162
固定負債合計	305,423	305,659
負債合計	992,949	1,618,816
純資産の部		
株主資本		
資本金	216,040	377,658
資本剰余金	22,698	184,315
利益剰余金	891,849	831,820
自己株式	△53,888	△54,165
株主資本合計	1,076,700	1,339,628
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,770	19,027
評価・換算差額等合計	21,770	19,027
純資産合計	1,098,470	1,358,656
負債純資産合計	2,091,420	2,977,472

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
売上高	※ 1,077,853	※ 900,239
売上原価	911,521	772,467
売上総利益	166,332	127,771
販売費及び一般管理費	157,163	157,772
営業利益又は営業損失(△)	9,168	△30,000
営業外収益		
受取利息	86	71
不動産賃貸料	3,610	3,522
受取手数料	262	247
貸倒引当金戻入額	741	—
雑収入	1,912	479
営業外収益合計	6,614	4,320
営業外費用		
支払利息	1,760	2,773
不動産賃貸費用	487	485
訴訟関連費用	1,014	—
株式交付費	—	7,812
営業外費用合計	3,263	11,072
経常利益又は経常損失(△)	12,519	△36,751
特別利益		
固定資産売却益	1,700	—
特別利益合計	1,700	—
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	14,219	△36,751
法人税、住民税及び事業税	4,792	285
法人税等調整額	—	△0
法人税等合計	4,792	284
四半期純利益又は四半期純損失(△)	9,427	△37,036

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 請求済未出荷契約

請求済未出荷契約に該当する取引について、請求時点での未履行の義務は、当該履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

2. 有償支給取引

当社は顧客から原材料を仕入れ、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして当該顧客に対して販売する取引を行っております。従来は原材料の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識していましたが、原材料の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識する方法に変更しております。また、当該原材料を棚卸資産として認識せず、有償支給取引に係る資産を認識する方法に変更しております。

3. 変動対価及び顧客に支払われる対価

リベート等の変動対価及び顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

4. 代理人取引

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

5. 物流倉庫の出庫料に係る取引

入庫時に一括で売上計上していた入出庫料のうち、出庫に係る部分についてその履行義務を充足した時点で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期会計期間の売上高は127,800千円、売上原価は115,776千円、販売費及び一般管理費は11,336千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益がそれぞれ687千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,557千円減少しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期会計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書（追加情報）に記載した、新型コロナウイルスの影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 当社は夏季に集中して需要が発生するため、特に第2四半期会計期間の売上高は、他の四半期会計期間の売上高と比べ著しく高くなる傾向にあります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
減価償却費	33,482千円	37,731千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月26日 定時株主総会	普通株式	16,355千円	40円	2021年2月28日	2021年5月27日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月27日 定時株主総会	普通株式	20,435千円	50円	2022年2月28日	2022年5月30日	利益剰余金

2. 株主資本の著しい変動

当社は、2022年4月25日付で、株式会社Wealth Brothersから第三者割当増資の払込みを受けました。これにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ161,617千円増加し、当第1四半期会計期間末において、資本金が377,658千円、資本剰余金が184,315千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、冷凍食品製造事業の单一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、冷凍食品製造事業の单一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおり部門別に記載しております。

（単位：千円）

	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
アイスクリーム部門	565,054
仕入販売部門	155,057
和菓子部門	136,273
物流保管部門	43,854
顧客との契約から生じる収益	900,239
外部顧客への売上高	900,239

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失(△)	23.05円	△80.83円
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	9,427	△37,036
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は 普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	9,427	△37,036
期中平均株式数(株)	408,863	458,196

（注） 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行)

当社は、2022年6月22日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年7月21日		
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株		
(3) 発行価額	1株につき8,460円		
(4) 発行総額	76,140,000円		
(5) 割当予定先	<p>当社の取締役（※） 3名 4,000株 当社の執行役員 2名 200株 当社の従業員 87名 4,800株</p> <p>※監査等委員である取締役を除く。</p>		
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。		

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額60,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は20,000株を上限とすること、譲渡制限付株式は譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式で構成されること、並びにその譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間と、②5年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

2022年6月22日開催の当社取締役会において、対象取締役については、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会から当社第112回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬及び当社第111回定時株主総会から当社第121回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の執行役員及び従業員については、2022年5月27日開催の当社第111回定時株主総会から当社第121回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として（以下、当社第111回定時株主総会から当社第112回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式を「譲渡制限付株式I型」といい、譲渡制限付株式I型以外の譲渡制限付株式を「譲渡制限付株式II型」という。）、割当予定先である対象取締役3名、当社の執行役員2名及び従業員87名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計76,140,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式9,000株を割り当てる決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、下記のとおりの譲渡制限期間としております。

3. 割当契約の概要

① 謙渡制限期間

下記に定める謙渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた謙渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して謙渡、質権の設定、謙渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「謙渡制限」という。）。

i. 謙渡制限付株式 I 型

2022年7月21日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「本謙渡制限期間 I」という。）

ii. 謙渡制限付株式 II 型

2022年7月21日～2032年5月31日（以下、「本謙渡制限期間 II」という。）

② 謙渡制限付株式の無償取得

i. 謙渡制限付株式 I 型

当社は、割当対象者が、本謙渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、謙渡制限付株式 I 型に係る本割当株式（以下、「本割当株式 I」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 I のうち、本謙渡制限期間 I が満了した時点（以下、「期間満了時点 I」という。）において下記③の謙渡制限の解除事由の定めに基づき謙渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 謙渡制限付株式 II 型

当社は、割当対象者が、本謙渡制限期間 II が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、謙渡制限付株式 II 型に係る本割当株式（以下、「本割当株式 II」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 II のうち、本謙渡制限期間 II が満了した時点（以下、「期間満了時点 II」という。）において下記③の謙渡制限の解除事由の定めに基づき謙渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 II の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 謙渡制限の解除

i. 謙渡制限付株式 I 型

当社は、割当対象者が、本謙渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の全部につき、謙渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本謙渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年6月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る謙渡制限を解除するものといたします。

ii. 謙渡制限付株式 II 型

当社は、割当対象者が、本謙渡制限期間 II 中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 II をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 II の全部につき、謙渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本謙渡制限期間 II が満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022年6月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を120で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式 II の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 II（割当対象者が当社の執行役員及び従業員である場合は本割当株式 II の全部）につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る謙渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

i. 謙渡制限付株式Ⅰ型

当社は、本謙渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2022年6月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を当然に無償で取得するものといたします。

ii. 謙渡制限付株式Ⅱ型

当社は、本謙渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2022年6月から当該承認の日を含む月までの月数を120で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅱ（割当対象者が執行役員及び従業員である場合は本割当株式Ⅱの全部）につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2022年6月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である8,460円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年7月12日

株式会社セイヒョー
取締役会 御中

高志監査法人
新潟県新潟市

指定社員 公認会計士 竹田信一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀 華栄
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイヒョーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第112期事業年度の第1四半期会計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年3月1日から2022年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セイヒョーの2022年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
-
- 以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。